

13 審議会等

(1) 目黒区地域福祉審議会

① 所掌事項

審議会は区長の諮問に応じ、福祉に係る計画の改定その他の重要事項について審議し答申する。

② 委員人数 24人

③ 審議会等開催状況

令和7年7月に区長から計画の策定及び改定について諮問を受け、小委員会「計画専門委員会」を設置し、各福祉分野の重点課題等について検討を進めた。

令和7年度の審議会の主な議題等は以下のとおり。

開催日	内 容
令和7年7月30日	令和7年度第1回審議会 ・ 諮問（計画の策定・改定について） ・ 福祉・保健医療分野における計画改定に向けた取組について ・ 地域福祉審議会の進め方について（小委員会の設置） ・ 各計画の策定・改定に向けた実態調査について ・ 各計画の実績及び評価について
令和8年3月2日	令和7年度第2回審議会 ・ 目黒区障害者自立支援協議会からの意見について ・ 計画専門委員会の検討状況について

《計画専門委員会》

開催日	内 容
令和7年10月1日	令和7年度第1回計画専門委員会 ・ 付託事項の進め方について ・ 付託事項 福祉分野の重点事項1（地域福祉）の検討（地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実）
令和7年11月28日	令和7年度第2回計画専門委員会 ・ 地域福祉審議会付託事項 福祉分野の重点事項2（地域福祉）の検討（誰もが安心して地域で暮らせる支援の推進について）
令和8年1月20日	令和7年度第3回計画専門委員会 ・ 地域福祉審議会付託事項 福祉分野の重点事項3（高齢者福祉、介護保険）の検討（高齢化の更なる進展に対応した取組の推進について）
令和8年3月23日	令和7年度第4回計画専門委員会 ・ 付託事項 福祉分野の重点事項4（障害者福祉）の検討（総合的な障害者福祉施策の推進） ・ 付託事項 福祉分野の重点事項5（介護・福祉人材）の検討（介護・福祉人材の確保・定着・育成）

(2) 目黒区地域包括ケア推進委員会

① 所掌事項

高齢者等の介護及び介護予防に関し、地域の実情を踏まえた包括的な地域ケアを推進するため、以下の事項について協議または検討を行う。

- ア 地域包括支援センターの公正性及び中立性の確保並びに円滑かつ適正な運営に関する事項
- イ 地域密着型サービスの適正な運営に関する事項
- ウ 全区レベルの地域ケア会議に関する事項
- エ その他地域ケアの推進に当たり必要な事項

② 委員人数 15 人

③ 委員会等開催状況

令和7年度は委員会を3回開催した。会議の主な議題等は以下のとおり。

委員会	開催年月日	主な議題
第1回	令和7年 9月3日	・令和6年度目黒区地域包括支援センターの事業報告及び収支決算について ・令和6年度目黒区地域包括支援センター事業評価について ・指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和7年2月～令和7年7月） ・地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について
第2回	令和7年 12月1日	・令和8年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）について ・指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和7年8月～令和7年10月）
第3回	令和8年 3月4日	・令和8年度目黒区地域包括支援センター年間事業計画について ・令和7年度地域ケア推進会議について ・令和7年度目黒区地域密着型サービス整備事業者の募集結果及び令和8年度の募集について ・指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和7年11月～令和8年1月）

介護保険制度に係る主な変遷

◇…制度改正の視点、主な内容

㊤…目黒区における動き

平成7年	社会保障制度審議会が公的介護保険制度の創設を勧告
平成9年	介護保険法成立
平成12年	介護保険法施行
第1期（平成12年度～平成14年度）	
平成12年度	○国の特別対策による保険料負担軽減実施（平成13年9月まで）
平成13年度	㊤目黒区独自利用者負担減額制度の導入 ㊤保険料の目黒区独自減額制度の導入
平成14年度	㊤目黒区保健福祉サービス苦情調整委員制度発足
第2期（平成15年度～平成17年度）	
平成17年度	○施設給付（食費・居住費）の見直し、特定入所者介護サービス費の創設〔第3期制度改正の前倒し施行〕 ㊤社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置制度の導入 ㊤目黒区独自利用者負担減額制度の終了
第3期（平成18年度～平成20年度） ◇予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立等制度全般についての見直し	
平成18年度	○要介護状態区分の再編、新予防給付の創設 ○地域密着型サービスの創設 ・居宅サービスから移行…（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・新設…（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護等 ○地域支援事業の創設 ・地域包括支援センター設置、介護予防事業の開始等 ○介護サービス情報の公表制度の創設 ㊤介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減制度の導入
第4期（平成21年度～平成23年度） ◇業務管理体制の整備、サービス確保対策の充実等	
平成21年度	○国の特別対策による保険料負担軽減実施（第4期のみ） ○高額医療合算介護（予防）サービス費の創設
第5期（平成24年度～平成26年度） ◇医療と介護連携の強化、介護人材の確保とサービスの質の向上、認知症対策の推進、保険者による主体的な取組みの推進、財政安定化基金の取崩しによる保険料の上昇緩和等	
平成24年度	○新サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）の創設
第6期（平成27年度～平成29年度） ◇地域支援事業の充実、予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームの機能重点化、費用負担の公平化等	
平成27年度	○公費による低所得者の保険料軽減の強化 ○一定所得以上の被保険者への自己負担割合2割負担導入
平成28年度	○小規模な通所介護事業所が地域密着型サービス（地域密着型通所介護）へ移行 ㊤介護予防・日常生活支援総合事業開始
平成29年度	○介護納付金における総報酬割の導入〔第7期制度改正の前倒し施行〕

第7期（平成30年度～令和2年度） ◇自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、介護保険制度の持続可能性の確保等	
平成30年度	○居宅介護支援事業所の指定権限の委譲（都道府県→区市町村） ○新サービス（介護医療院）の創設 ○共生型サービスの創設 ○自己負担割合2割の被保険者のうち特に所得の高い層への3割負担導入
令和元年度	○消費税率引き上げに伴う公費による低所得者の保険料軽減の強化（一部実施）
令和2年度	○消費税率引き上げに伴う公費による低所得者の保険料軽減の強化（完全実施）
第8期（令和3年度～令和5年度） ◇地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の促進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等	
第9期（令和6年度～令和8年度） ◇介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上等	

目黒区介護保険条例

平成12年3月目黒区条例第15号

最終改正 令和8年3月

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 介護認定審査会（第8条・第9条）
- 第3章 保険料（第10条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条）
- 第5章 罰則（第22条—第26条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、介護が区民の共同連帯の理念に基づき地域社会全体で支援されるべきものであることを考え、目黒区（以下「区」という。）が区民とともに区の地域特性を踏まえた介護保険を行うに当たり、介護の必要な区民が住み慣れた地域で安心して快適に暮らし、個人の尊厳と人間性の尊重を基礎とした自立した日常生活を営むことができるよう、法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって区民の福祉の増進と区民生活の向上を図ることを目的とする。

（区の責務）

第2条 区は、区民及び事業者の理解と協力を得て、介護保険に係る施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、区民が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく保健医療サービス、福祉サービス等（以下「介護サービス等」という。）を適切に利用し、もって自立した日常生活を営むことができるよう、事業者の情報の提供、介護サービス等に係る基盤の整備、介護サービス等の利用等に係る支援その他の環境の整備に努めるものとする。

（事業者への指導又は助言等）

第3条 区長は、介護サービス等が適切に提供されるよう、事業者に対し必要な指導又は助言等を行うものとする。

（改善勧告）

第4条 区長は、事業者が前条の指導又は助言等に従わないときは、期限を定めて、必要な改善その他の措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第5条 区長は、前条の勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（情報提供）

第6条 区長は、区民が介護保険に係る手続を円滑に行い、介護サービス等を適切に利用することができるよう、区が有する被保険者に関する情報の提供に努めるものとする。

（目黒区地域福祉審議会への意見聴取）

第7条 区長は、介護保険事業計画の改定その他の重要事項の決定等に当たっては、目黒区地域福祉審議会の意見を聴くものとする。

第2章 介護認定審査会

(委員の定数)

第8条 目黒区介護認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、63人以内とする。

(一部改正〔平成13年条例13号・19年9号〕)

(委任)

第9条 前条に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険料

(保険料率)

第10条 1の年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次のいずれかに該当する者 33,852円(基準額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。)に100分の45.5を乗じて得た額)

ア 老齢福祉年金(令第22条の2の2第9項に規定する老齢福祉年金をいう。以下同じ。)の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)

(ア) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)の属する年度分の住民税(令第22条の2第4項第2号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。)が課されていない者(ウ、次号ア及び第3号アにおいて「住民税世帯非課税者」という。)

(イ) 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの

イ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

ウ 住民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から100,000円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合(第5号アにおいて「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。))には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。次号ア及び第3号の2アにおいて同じ。)から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が826,500円以下であり、かつ、ア、イ又はエに該当しないもの

エ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第1

- 4号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (2) 次のいずれかに該当する者 40,920円(基準額に100分の55を乗じて得た額)
- ア 住民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が826,500円を超え1,200,000円以下であり、かつ、前号に該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前号ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (3) 次のいずれかに該当する者 48,732円(基準額に100分の65.5を乗じて得た額)
- ア 住民税世帯非課税者であり、かつ、前2号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (3)の2 次のいずれかに該当する者 63,240円(基準額に100分の85を乗じて得た額)
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の住民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が826,500円以下であり、かつ、前3号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (4) 次のいずれかに該当する者 74,400円(基準額に100分の100を乗じて得た額)
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の住民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (5) 次のいずれかに該当する者 81,840円(基準額に100分の110を乗じて得た額)
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)が1,250,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (6) 次のいずれかに該当する者 89,280円（基準額に100分の120を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,250,000円以上2,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 104,160円（基準額に100分の140を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 119,040円（基準額に100分の160を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が3,200,000円以上4,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 141,360円（基準額に100分の190を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が4,200,000円以上6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 156,240円（基準額に100分の210を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適

- 用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 178,560円（基準額に100分の240を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 208,320円（基準額に100分の280を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が10,000,000円以上12,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 238,080円（基準額に100分の320を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が12,000,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (14) 次のいずれかに該当する者 260,400円（基準額に100分の350を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (15) 次のいずれかに該当する者 290,160円（基準額に100分の390を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が20,000,000円以上30,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (16) 次のいずれかに該当する者 305,040円（基準額に100分の410を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が30,000,000円

以上50,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 319,920円（基準額に100分の430を乗じて得た額）

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,204円（基準額に100分の28.5を乗じて得た額）とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,040円（基準額に100分の35を乗じて得た額）とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、48,360円（基準額に100分の65を乗じて得た額）とする。

（一部改正〔平成15年条例11号・18年30号・21年6号・24年28号・27年15号・21号・30年17号・25号・令和元年3号・2年15号・3年6号・16号・6年10号〕）

第10条の2 第1号被保険者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項又は平成25年改正法附則第2条第3項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、これらの規定による支援給付（以下この条において「支援給付」という。）を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を生活保護法第6条第1項に規定する被保護者とみなして、前条の規定を適用する。

（追加〔平成20年条例19号〕、一部改正〔平成26年条例19号〕）

（普通徴収に係る保険料の納期等）

第11条 当該年度分の普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期限は、7月から翌年3月までの各月の末日（12月にあっては、翌年の1月4日）とする。ただし、前年度分までの保険料に相当する徴収金については、区長が別に定める月の末日（12月にあっては、翌年の1月4日）とする。

2 前項の納期限が土曜日に該当するときは、その翌日を納期限とみなす。

3 区長は、保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

4 第1項本文の各納期の納付額は、第10条に規定する額に9分の1を乗じて得た額とする。

5 前項の規定により算出した各納期の納付額に100円未満の端数があるとき又は各納期の納付額が100円未満であるときは、その端数金額又は各納期の納付額は、すべて最初の納期に係る納付額に合算するものとする。

(一部改正〔平成20年条例7号・19号〕)

(保険料の賦課額に変更等がある場合における保険料の納付等)

第12条 前条の規定にかかわらず、区長は、賦課期日後に納付義務が発生した場合、既に賦課した保険料の賦課額を変更した場合その他必要があると認める場合は、別に納期限及び各納期の納付額を定めることができる。

2 区長は、保険料の賦課額を変更した場合において、既に徴収した保険料の額が変更後の保険料の賦課額を超えることとなるときは、その過納額を当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当することができる。

(追加〔平成20年条例7号〕)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第13条 賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 賦課期日後に第10条第1項第1号(同号ア(ア)及びウに係る部分を除く。)、第2号イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当するに至った第1号被保険者(老齢福祉年金の受給権を有するに至った者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号、第2号、第3号、第3号の2、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号又は第16号に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(一部改正〔平成15年条例11号・18年30号・20年7号・21年6号・24年28号・27年15号・21号・30年17号・令和6年10号〕)

第14条及び第15条 削除

(削除〔平成20年条例7号〕)

(督促手数料)

第16条 保険料の督促手数料は、徴収しない。

(延滞金)

第17条 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限(次条の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。)後にその保険料を納付する場合においては、当該納付額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 区長は、普通徴収に係る保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかつ

たことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成20年条例7号・21年26号〕)

(保険料の徴収猶予)

第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、納付義務者の申請により、その納付することができないと認める金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又は第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 生計維持者が死亡したこと又は生計維持者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより当該生計維持者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及び生計維持者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額(特別徴収(法第131条に規定する特別徴収をいう。以下同じ。))の方法により保険料を徴収されている場合にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付(以下「年金給付」という。))の支払に係る月)
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(一部改正〔平成13年条例38号・18年40号〕)

(保険料の減免)

第19条 区長は、前条第1項各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認めるときは、納付義務者の申請により、その納付することができないと認める金額を限度として、保険料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、区長は、規則で定めるところにより、特別の事由があると認めるときは、納付義務者の申請により、必要と認める期間、その保険料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の申請をしようとする者は、納期限前7日(特別徴収の方法により保険料を徴収されている場合にあっては、年金給付の支払に係る月の前々月の15日)までに次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 減額又は免除を受けようとする理由

4 第1項又は第2項の規定により保険料の減額又は免除を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を区長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成13年条例38号〕)

(保険料に関する申告)

第20条 第1号被保険者は、4月30日まで(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該被保険者資格を取得した日から30日以内)に、第1号被保険者の所得状況並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員で住民税が課されているものの有無その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員の前年の所得につき、地方税法第317条の2第1項の申告書が区長に提出

されている場合又は当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（一部改正〔平成13年条例13号・15年11号・16年7号〕）

第4章 雑則

（委任）

第21条 第9条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

（過料）

第22条 区長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第23条 区長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

（一部改正〔平成18年条例30号〕）

第24条 区長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、これらの者に対し、100,000円以下の過料を科する。

（一部改正〔平成13年条例13号・30年17号〕）

第25条 区長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第26条 前4条の過料を徴収する場合において発する通知書に指定すべき納期限は、その発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

第2条から第5条まで 削除

（削除〔平成27年条例15号〕）

（延滞金の割合の特例）

第6条 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（一部改正〔平成26年条例4号・30年17号・令和3年6号〕）

(目黒区介護認定審査会条例の廃止)

第7条 目黒区介護認定審査会条例(平成11年7月目黒区条例第18号)は、廃止する。

(令和6年度から令和8年度までの保険料の減額の特例)

第8条 第19条第1項及び第2項に定めるもののほか、区長は、第1号被保険者が次の各号のいずれにも該当するときは、令和6年度から令和8年度までの各年度分の保険料について、納付義務者の申請により、必要と認める期間、その保険料の額の2分の1の額を限度として、保険料を減額することができる。

(1) 第10条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に該当すること。

(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していること。

2 前項の申請をしようとする者は、減額を受けようとする年度分の保険料ごとに、それぞれ当該年度の末日までに第19条第3項各号に掲げる事項を記載した申請書に減額を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

3 第19条第4項の規定は、第1項の規定による減額について準用する。

(一部改正〔平成15年条例11号・18年30号・21年6号・24年28号・27年15号・21号・30年17号・令和3年6号・6年10号〕)

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第9条 法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から区長が定める日までの間には行わず、当該区長が定める日の翌日から行うものとする。

(追加〔平成27年条例15号〕)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に給与所得(所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び付則第12条において同じ。)又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第5号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「給与所得(所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び付則第12条において同じ。)及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(追加〔令和3年条例6号〕)

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第11条 第1号被保険者(令和8年度の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の住民税の賦課期日において区内に住所を有する者(地方税法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条

第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第1号ウ、第2号ア、第3号の2ア、第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号ウ中「0とする。）」とあるのは「0とする。）」に令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額」と、同項第5号ア中「合計所得金額(」とあるのは「合計所得金額(当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、)」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第1号ウ、第2号ア、第3号の2ア、第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号ウ中「その控除前の金額)から100,000円を控除して得た額(」とあるのは「その控除前の金額とし、)」と、同項第5号ア中「合計所得金額(」とあるのは「合計所得金額(当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第1号ウ、第2号ア、第3号の2ア、第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号ウ中「0とする。）」とあるのは「0とする。)」に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。第5号アにおいて同じ。)を控除して得た額を加えた額」と、同項第5号ア中「合計所得金額(」とあるのは「合計所得金額(当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の住民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の住民税

の賦課期日において区内に住所を有するもの（地方税法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の住民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の住民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、目黒区特別区税条例（昭和39年12月目黒区条例第62号）第11条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、目黒区特別区税条例第11条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、目黒区特別区税条例第11条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の住民税が課されている者とみなす。

（追加〔令和8年条例24号〕）

付 則（平成13年3月15日条例第13号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定並びに第20条第2項及び第3項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年10月1日条例第38号）

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第19条の規定は、平成13年10月以後に徴収すべき保険料から適用し、同年9月以前に徴収すべき保険料については、なお従前の例による。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付 則（平成15年3月17日条例第11号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条第1項の規定により、平成14年度の末日において次の表の左欄に掲げる区分に該当した者に対して賦課する平成15年度分の保険料の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該右欄に掲げる区分に応じた保険料率に基づき算定した額とする。

この条例による改正前の目黒区介護保険条例（以下「旧条例」という。）第10条第1号に定める区分	新条例第10条第1項第1号に定める区分
旧条例第10条第2号に定める区分	新条例第10条第1項第2号に定める区分
旧条例第10条第3号に定める区分	新条例第10条第1項第3号に定める区分
旧条例第10条第4号に定める区分	新条例第10条第1項第4号に定める区分
旧条例第10条第5号に定める区分	新条例第10条第1項第5号に定める区分

付 則（平成16年3月15日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第20条の規定は、平成17年度分の保険料から適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月15日条例第30号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条及び付則第8条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条第1項の規定により、平成17年度の末日において次の各号に掲げる区分に該当した者に対して賦課する平成18年度分の保険料の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める区分に応じた保険料率に基づき算定した額とする。

- (1) この条例による改正前の目黒区介護保険条例（以下「旧条例」という。）第10条第1項第1号に定める区分 新条例第10条第1号に定める区分
- (2) 旧条例第10条第1項第2号に定める区分（平成16年中の所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額及び同年の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の合計額が800,000円以下である者に限る。） 新条例第10条第2号に定める区分
- (3) 旧条例第10条第1項第2号に定める区分（前号に掲げる者を除く。） 新条例第10条第3号に定める区分
- (4) 旧条例第10条第1項第3号に定める区分 新条例第10条第4号に定める区分
- (5) 旧条例第10条第1項第4号に定める区分 新条例第10条第5号に定める区分
- (6) 旧条例第10条第1項第5号に定める区分（平成16年の合計所得金額が4,000,000円未満である者に限る。） 新条例第10条第6号に定める区分
- (7) 旧条例第10条第1項第5号に定める区分（平成16年の合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満である者に限る。） 新条例第10条第7号に定める区分

(8) 旧条例第10条第1項第5号に定める区分（前2号に掲げる者を除く。） 新条例第10条第8号に定める区分

(9) 旧条例第10条第1項第6号に定める区分（平成16年の合計所得金額が10,000,000円未満である者に限る。） 新条例第10条第8号に定める区分

(10) 旧条例第10条第1項第6号に定める区分（前号に掲げる者を除く。） 新条例第10条第9号に定める区分

付 則（平成18年9月29日条例第40号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成19年3月15日条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月14日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年7月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条の2の規定は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成21年3月13日条例第6号）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条、付則第2条及び付則第8条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成21年10月1日条例第26号）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第17条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月14日条例第28号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条、付則第2条及び付則第8条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月11日条例第4号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例付則第6条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則（平成26年10月1日条例第19号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則（平成27年3月10日条例第15号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条及び付則第8条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成27年7月1日条例第21号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1号アの改正規定は、平成27年8月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用する。

付 則（平成30年3月9日条例第17号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第1号アの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条及び付則第8条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成30年6月29日条例第25号）

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

付 則（令和元年6月28日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（令和2年7月1日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月10日条例第6号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条及び付則第8条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第6条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

付 則（令和3年7月1日条例第16号）

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

付 則（令和6年3月7日条例第10号）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条及び付則第8条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（令和8年3月24日条例第24号）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第10条第1項、第11条及び第12条の規定は、令和8年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

目黒区介護保険関係条例・規則・要綱一覧

(令和8年8月1日現在)

<条例>

- 目黒区介護保険条例
- 目黒区介護給付費等準備基金条例
- 目黒区介護給付費貸付基金条例
- 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例
- 目黒区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例
- 目黒区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例
- 目黒区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

<規則>

- 目黒区介護認定審査会規則
- 目黒区介護給付費貸付基金条例施行規則
- 目黒区介護保険に関する規則
- 目黒区指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

<要綱>

- 目黒区介護保険に関する様式を定める要綱
- 目黒区介護保険に係る不服申立取扱要綱
- 目黒区介護保険苦情対応要綱
- 目黒区ケアプラン点検実施要綱
- 目黒区地域包括ケア推進委員会要綱
- 目黒区地域密着型サービス事業者指定申請に係る事前協議実施要綱
- 区有施設の認知症対応型共同生活介護運営事業者への貸付けに関する要綱
- 目黒区認知症高齢者グループホーム等第三者評価受審費補助金交付要綱
- 目黒区指定地域密着型サービス事業者等に係る指定等実施要綱
- 目黒区介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱
- 目黒区における指定地域密着型通所介護事業所等が宿泊サービスの事業を提供する場合の人員、設備及び運営に関する要綱
- 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要綱
- 介護保険法の規定による行政処分等の実施に関する要綱
- 目黒区介護認定審査会運営要綱
- 目黒区介護認定に係る個人情報の提供に関する取扱要綱
- 保険料滞納者に係る保険給付の制限等の実施に関する要綱
- 目黒区介護保険条例第19条第1項の規定に基づく保険料の減免の取扱いに関する要綱
- 目黒区介護保険条例付則第8条の規定に基づく令和6年度から令和8年度までの保険料の減額の取扱いに関する要綱

- 目黒区介護保険条例第19条第1項の規定に基づく東日本大震災被災者の保険料減免の取扱いに関する要綱
- 目黒区介護保険条例第19条の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の取扱いに関する要綱
- 目黒区介護保険居宅介護サービス費等の特例に関する事務処理要綱
- 目黒区介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業に関する事務要綱
- 目黒区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱
- 目黒区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費補助要綱
- 目黒区介護保険障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱
- 目黒区介護保険住宅改修費理由書作成業務支援事業に関する取扱要綱
- 目黒区介護保険住宅改修費の受領委任払制度実施要綱
- 目黒区介護保険福祉用具購入費の受領委任払制度実施要綱
- 目黒区原発事故避難者に対する介護保険利用者負担額軽減支援事業実施要綱
- 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱
- 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱
- 目黒区第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱
- 目黒区通所型支え合い事業実施要綱
- 目黒区訪問型支え合い事業実施要綱
- 目黒区居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算取扱要綱
- 介護予防通所型短期集中予防サービス事業（個別型・グループ型）実施要綱
- 介護予防訪問型短期集中予防サービス事業実施要綱
- 地域介護予防活動助成金交付要綱
- 介護予防シニアの部活事業及び脳に効く！ウォーキング事業実施要綱
- 地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱
- 目黒区生活支援体制整備事業実施要綱

介護保険事業概要 令和7年度実績

発行日：令和8年8月14日

発 行：目黒区

編 集：目黒区健康福祉部介護保険課

〒153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

（電話）03（5722）9574